

第4編 人事(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(昭和46年6月21日条例第1号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号

大月都留広域事務組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等については大月市の議会の議員その他非常勤の職員に適用される議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年大月市条例第31号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約(昭和40年規約第1号)の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。